

令和5年度高萩市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達対象となる施設

物品等の調達対象となる施設は、法第2条第4項で定める障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。

4 調達の目標額

令和5年度目標額 50千円

5 調達の推進方法

施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、円滑に施設等へ発注することができるよう努めるものとする。

6 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後に概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表するものとする。